

令和8年3月27日

ひたちなか市議会

議長 薄井宏安 殿

議会運営委員会

委員長 雨澤 正

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

1. 議案番号及び件名

議案第61号 ひたちなか市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

## ひたちなか市議会規則第 号

### ひたちなか市議会会議規則の一部を改正する規則

ひたちなか市議会会議規則（平成6年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「公聴会、参考人」を「公聴会及び参考人」に、「第94条」を「第94条の2」に、「第167条」を「第166条の2—第167条」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「，会議に宣告することにより」を加え，同条第3項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず，議長は，会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは，会議時間を変更することができる。

第15条中「再び」を「，再び」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，会議の議題となる前においては，議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第27条中「（選挙の宣告）」を「（（選挙の宣告））」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に，「投票を備え付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は，議長が定める。

第37条第1項中「（請願の委員会付託）」を「（（請願の委員会付託））」に改める。

第39条第1項中「ついで」を「次いで」に改める。

第44条第2項中「（付託事件を議題とする時期）」を「（（付託事件を議題とする時期））」に，「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「認めるときは」の次に「，議会の承認を得て」を加え

る。

第50条第1項、第52条第1項及び第55条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第64条中「(質疑の回数)」を「((質疑の回数))」に、「(質疑又は討論の終結)」を「((質疑又は討論の終結))」に改める。

第74条中「(議場の出入口閉鎖)」を「((議場の出入口閉鎖))」に、「(投票用紙の配布及び投票箱の点検)」を「((投票用紙の配布及び投票箱の点検))」に、「(投票)」を「((投票))」に、「(投票の終了)」を「((投票の終了))」に、「第31条(開票及び投票の効力)」を「第31条((開票及び投票の効力))第1項から第3項まで」に、「(選挙結果の報告)」を「((選挙結果の報告))」に、「(選挙関係書類の保存)」を「((選挙関係書類の保存))」に改める。

第77条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第1章第9節の節名中「, 参考人」を「及び参考人」に改める。

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第85条第1項中「記載し, 又は記録する」を「記載する」に改め, 同項第2号中「散会」の次に「, 延会」を加える。

第86条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては, 電磁的方法による提供を含む。)」を削る。

第87条中「(発言の取消し又は訂正)」を「((発言の取消し又は訂正))」に改める。

第88条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては, 法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第2章第1節中第94条の次に次の1条を加える。

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には, 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により, 映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め, 同条に次のただし書を加える。

ただし, 会議の議題となる前においては, 委員長の許可を得なければならない。

第108条第2項中「委員長」を「, 委員長」に改める。

第114条及び第116条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第117条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員ではない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第118条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第135条中「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」を「（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））」に、「（投票）」を「（（投票））」に、「（投票の終了）」を「（（投票の終了））」に、「第31条（開票及び投票の効力）」を「第31条（（開票及び投票の効力））第1項から第3項まで」に、「（選挙結果の報告）」を「（（選挙結果の報告））」に改める。

第138条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第139条第2項中「、法人の名称」を「並びに法人の名称」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第142条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第143条第1項中「意見を付け、議長」を「議長」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第145条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要であると認める」に改める。

第149条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を「（（議案等の説明、質疑及び委員会付託））」に改める。

第150条を次のように改める。

（決定の通知）

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第157条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第159条中「すべて」を「全て」に改める。

第160条第2項ただし書中「（秘密の保持）」を「（（秘密の保持））」に改める。

第161条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を「（（議案等の説明、質疑及び委員会付託））」に、「することは」を「することが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（代理弁明）

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第 8 章中第 1 6 7 条の前に次の 2 条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第 1 6 6 条の 2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字，図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては，当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず，議長が定めるところにより，議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては，当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず，議長が定めるところにより，議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし，当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については，当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして，当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は，当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第 2 0 条（（議事日程の作成及び配布）），第 6 6 条（（答弁書の配布）），第 8 6 条（（会議録の配布）），第 1 2 5 条（（答弁書の配布）），第 1 4 0 条（（請願文書表の作成及び配布））第 1 項及び第 1 4 1 条（（請願の委員会付託））第 1 項の規定による議員に対する通知にあっては，当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が，当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに，当該者に対し，議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ，又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し，若しくは連署し，又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には，当該署名等については，当該署名等に関する規定にかかわらず，氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い，又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合，議会等に対して行われ，又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し，又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には，議長が定めるところにより，当該通知のうち当該部分以外の部分につき，前各項の規定を適用する。この場合において，第3項中「行われた通知」とあるのは，「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

- 第166条の3 この規則の規定（第28条（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））第1項（第74条（（選挙規定の準用））において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し，又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては，当該規定にかかわらず，議長が定めるところにより，当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については，当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして，当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

#### 付 則

この規則は，令和8年4月1日から施行する。

旧	新	備考
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第8節 略</p> <p>第9節 公聴会、<u>参考人</u>（第78条—第84条）</p> <p>第10節 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第90条—<u>第94条</u>）</p> <p>第2節～第6節 略</p> <p>第3章～第7章 略</p> <p>第8章 補則（<u>第167条</u>）</p> <p>付則</p> <p>（会期中の閉会）</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>（会議時間）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用い ないで会議に諮って決める。</p> <p>3 会議の開始は、号鈴で報ずる。</p> <p>（一事不再議）</p> <p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出す</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第8節 略</p> <p>第9節 公聴会<u>及び参考人</u>（第78条—第84条）</p> <p>第10節 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第90条—<u>第94条の2</u>）</p> <p>第2節～第6節 略</p> <p>第3章～第7章 略</p> <p>第8章 補則（<u>第166条の2—第167条</u>）</p> <p>付則</p> <p>（会期中の閉会）</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>（会議時間）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、 会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異 議があるときは、討論を用い ないで会議に諮って決める。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急 を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変 更することができる。</u></p> <p>4 会議の開始は、号鈴で報ずる。</p> <p>（一事不再議）</p> <p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、<u>再び提出</u></p>	

旧	新	備考
<p>ることができない。</p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の承認を要する。</u></p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p> <p>(議場の出入口閉鎖)</p> <p>第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条<u>(選挙の宣告)</u>の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。</p> <p>(投票)</p> <p>第29条 議員は、<u>職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。</u></p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第31条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、第141条<u>(請願の委員会付託)</u>に規</p>	<p>することができない。</p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p> <p>(議場の出入口閉鎖)</p> <p>第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条<u>(選挙の宣告)</u>の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。</p> <p>(投票)</p> <p>第29条 議員は、<u>議長の指示に従って、順次、投票する。</u></p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第31条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、第141条<u>(請願の委員会付託)</u>に</p>	

旧	新	備考
<p>定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(委員長の報告及び少数意見者の報告)</p> <p>第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、<u>ついで</u>少数意見者が少数意見を報告する。</p> <p>2～4 略</p> <p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条(<u>付託事件を議題とする時期</u>)の規定にかかわらず、<u>会議</u>において審議することができる。</p> <p>(委員会の中間報告)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。</p> <p>(発言の許可等)</p> <p>第50条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(委員長の報告及び少数意見者の報告)</p> <p>第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、<u>次いで</u>少数意見者が少数意見を報告する。</p> <p>2～4 略</p> <p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条(<u>付託事件を議題とする時期</u>)の規定にかかわらず、<u>議会</u>において審議することができる。</p> <p>(委員会の中間報告)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、<u>議会の承認を得て</u>、中間報告をすることができる。</p> <p>(発言の許可等)</p> <p>第50条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 略</p>	

旧	新	備考
<p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第52条 発言の通告をしない者は、<u>通告をした者がすべて発言を終わった後</u>でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第55条 発言は、<u>すべて簡明にするものとし</u>、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(準用規定)</p> <p>第64条 質問については、第56条<u>(質疑の回数)</u>及び第60条<u>(質疑又は討論の終結)</u>の規定を準用する。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条<u>(議場の出入口閉鎖)</u>、第28条<u>(投票用紙の配布及び投票箱の点検)</u>、第29条<u>(投票)</u>、第30条<u>(投票の終了)</u>、第31条<u>(開票及び投票の効力)</u>、第32条<u>(選挙結果の報告)</u>第1項及び第33条<u>(選挙関係書類の保存)</u>の規定を準用する。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第77条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p> <p>第9節 公聴会、<u>参考人</u></p> <p>第78条・第79条 略</p>	<p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第52条 発言の通告をしない者は、<u>通告をした者が全て発言を終わった後</u>でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第55条 発言は、<u>全て簡明にするものとし</u>、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(準用規定)</p> <p>第64条 質問については、第56条<u>( (質疑の回数) )</u>及び第60条<u>( (質疑又は討論の終結) )</u>の規定を準用する。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条<u>( (議場の出入口閉鎖) )</u>、第28条<u>( (投票用紙の配布及び投票箱の点検) )</u>、第29条<u>( (投票) )</u>、第30条<u>( (投票の終了) )</u>、第31条<u>( (開票及び投票の効力) )</u>第1項から第3項まで、第32条<u>( (選挙結果の報告) )</u>第1項及び第33条<u>( (選挙関係書類の保存) )</u>の規定を準用する。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第77条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p> <p>第9節 公聴会<u>及び参考人</u></p> <p>第78条・第79条 略</p>	

旧	新	備考
<p>(公述人の決定)</p> <p>第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ<u>文書</u>で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p> <p>2 略</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第85条 会議録に<u>記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開議, 散会, 中止及び休憩の日時</p> <p>(3) ～ (15) 略</p> <p>2 略</p> <p>(会議録の配布)</p> <p>第86条 会議録は、議員及び関係者に配布(<u>会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。</u>)する。</p> <p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条(<u>発言の取消し又は訂正</u>)の規定により取り消した発言は、掲載しない。</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第88条 会議録に署名する議員(<u>会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員</u>)は、2人とし、議長が会議において指名する。</p>	<p>(公述人の決定)</p> <p>第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>前条の規定により</u>あらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p> <p>2 略</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第85条 会議録に<u>記載する事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開議, 散会, <u>延会</u>, 中止及び休憩の日時</p> <p>(3) ～ (15) 略</p> <p>2 略</p> <p>(会議録の配布)</p> <p>第86条 会議録は、議員及び関係者に配布する。</p> <p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条(<u>(発言の取消し又は訂正)</u>)の規定により取り消した発言は、掲載しない。</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第88条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。</p>	

旧	新	備考
<p>第2章 委員会 第1節 総則 第90条～第93条 略</p> <p>(定足数に関する措置) 第94条 略</p> <p>第2節 審査 第95条～第99条 略</p> <p>(動議の撤回) 第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。</p> <p>(少数意見の留保) 第108条 略 2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに委員長を経て議長に提出しなければならない。</p> <p>(発言の許可)</p>	<p>第2章 委員会 第1節 総則 第90条～第93条 略</p> <p>(定足数に関する措置) 第94条 略</p> <p>(出席委員に関する措置) <u>第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。</u></p> <p>第2節 審査 第95条～第99条 略</p> <p>(動議の撤回) 第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。</p> <p>(少数意見の留保) 第108条 略 2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。</p> <p>(発言の許可)</p>	

旧	新	備考
<p>第114条 委員は、<u>すべて</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第116条 発言は<u>すべて</u>簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 委員会は、<u>委員でない議員</u>から発言の申出があったときは、その許可を決める。</p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第118条 略</p>	<p>第114条 委員は、<u>全て</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第116条 発言は<u>全て</u>簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(委員外議員の発言)</p> <p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認めるときは、委員でない議員 (<u>以下この条において「委員外議員」という。</u>) に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 委員会は、<u>委員外議員</u>から発言の申出があったときは、その許可を決める。</p> <p>3 <u>前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第118条 略</p> <p>2 <u>法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を</u></p>	

旧	新	備考
<p>(答弁書の朗読)</p> <p>第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>職員をして朗読させる。</u></p> <p>(不在委員)</p> <p>第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条<u>(投票用紙の配布及び投票箱の点検)</u>、第29条<u>(投票)</u>、第30条<u>(投票の終了)</u>、第31条<u>(開票及び投票の効力)</u>及び第32条<u>(選挙結果の報告)</u>第1項の規定を準用する。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第138条 略</p> <p>2 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 略</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>法人の名称及び所在地</u>を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p>	<p><u>行うことができない。</u></p> <p>(答弁書の配布)</p> <p>第125条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、<u>その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。</u></p> <p>(不在委員)</p> <p>第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u></p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条<u>(投票用紙の配布及び投票箱の点検)</u>、第29条<u>(投票)</u>、第30条<u>(投票の終了)</u>、第31条<u>(開票及び投票の効力)</u>第1項から第3項まで及び第32条<u>(選挙結果の報告)</u>第1項の規定を準用する。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第138条 略</p> <p>2 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 略</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>並びに</u>法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p>	

旧	新	備考
<p>3・4 略</p> <p>5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。</p> <p>（請願の委員会付託）</p> <p>第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</p> <p>3 略</p> <p>（紹介議員の委員会出席）</p> <p>第142条 略</p> <p>2 略</p> <p>（請願の審査報告）</p> <p>第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。</p>	<p>3・4 略</p> <p>5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</p> <p>6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</p> <p>（請願の委員会付託）</p> <p>第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</p> <p>3 略</p> <p>（紹介議員の委員会出席）</p> <p>第142条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。</p> <p>4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</p> <p>（請願の審査報告）</p> <p>第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。</p>	

旧	新	備考
<p>(1)・(2) 略</p> <p>2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。</p> <p>(陳情書の処理)</p> <p>第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、<u>その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。</u></p> <p>(資格決定の審査)</p> <p>第149条 前条の要求については、議会は、第37条<u>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</u>第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。</p> <p>(決定書の交付)</p> <p>第150条 <u>議会の議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</u></p> <p>(携帯品)</p> <p>第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>外とう、えり巻、つえ、かさの類</u>を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許可を得たときは</u>、この限りでない。</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u></p> <p>3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。</p> <p>(陳情書の処理)</p> <p>第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので<u>議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。</u></p> <p>(資格決定の審査)</p> <p>第149条 前条の要求については、議会は、第37条<u>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</u>第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。</p> <p>(決定の通知)</p> <p>第150条 <u>前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>(携帯品)</p> <p>第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、<u>コート、マフラー、傘の類</u>を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては</u>、この限りでない。</p>	

旧	新	備考
<p>(資料等印刷物の配布許可)</p> <p>第157条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第159条 <u>すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p>(懲罰動議の提出)</p> <p>第160条 略</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯のあった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条<u>(秘密の保持)</u>第2項又は第113条<u>(秘密の保持)</u>第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第161条 懲罰については、議会は、第37条<u>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</u>第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。</p> <p>第7章 議員の派遣 (議員の派遣)</p>	<p>(資料等の配布許可)</p> <p>第157条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第159条 <u>全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p>(懲罰動議の提出)</p> <p>第160条 略</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯のあった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条<u>(秘密の保持)</u>第2項又は第113条<u>(秘密の保持)</u>第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(懲罰動議の審査)</p> <p>第161条 懲罰については、議会は、第37条<u>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</u>第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。</p> <p><u>(代理弁明)</u></p> <p><u>第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</u></p> <p>第7章 議員の派遣 (議員の派遣)</p>	

旧	新	備考
<p>第166条 略</p> <p>第8章 補則</p>	<p>第166条 略</p> <p>第8章 補則</p> <p><u>(電子情報処理組織による通知等)</u></p> <p><u>第166条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字，図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては，当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず，議長が定めるところにより，議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p><u>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては，当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず，議長が定めるところにより，議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし，当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u></p> <p><u>3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については，当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして，当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は，当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（議事日程の作成及び配布），第66条（答弁書の配布），第86条（会議録の配布），第125条（答弁書の配布），第140条（請願文書</u></p>	

旧	新	備考
	<p>表の作成及び配布) ) 第1項及び第141条 ( (請願の委員会付託) ) 第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機 (入出力装置を除く。 ) による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。 ) に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時) に当該者に到達したものとみなす。</p> <p>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること (以下この項において「署名等」という。 ) が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</p> <p>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知 (第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項</p>	

旧	新	備考
<p>(会議規則の疑義に対する措置) 第167条 略</p>	<p>までにおいて同じ。)」とする。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第166条の3 この規則の規定(第28条((投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第74条((選挙規定の準用))において準用される場合を含む。))を除く。))において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。))が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</p> <p>(会議規則の疑義に対する措置) 第167条 略</p>	